

## 令和4年度第1回岐阜県動物愛護推進協議会 議事概要

### <日時>

令和4年10月7日(木) 13:30~15:00

### <場所>

OKB ふれあい会館 2棟 7階 7B 研修室

### <出席者>

(公社)岐阜県獣医師会長 石黒利治  
岐阜大学応用生物科学部附属動物病院長 渡邊和弘  
(一社)岐阜県動物愛護ネットワーク会議代表理事 糸田恵子  
岐阜市保健所生活衛生課長 桜井彰二  
岐阜県動物愛護センター所長 村瀬繁樹  
岐阜県健康福祉部生活衛生課長 佐橋勝己  
岐阜県健康福祉部生活衛生課 杉山恵里、古田直子

### <議題>

- 議題1 令和3年度の事業報告について
- 議題2 岐阜県動物愛護推進員の委嘱について
- 議題3 犬の咬傷事故防止に係る検討会議の経過報告について
- 議題4 多頭飼育崩壊に関する実情の共有とペットを飼育する生活困窮者支援に関する事業化ご提案

### <議事>

#### 【議題1】

- ・資料1から3により事務局から説明。
- ・委員からのご意見
  - ・動物愛護センターにおける地域猫の手術について、1回あたりの受け入れ頭数が減ったのはなぜか。
  - (動物愛護センターからの回答)感染症拡大防止の観点から、地域猫専用の手術室を新設した。その収容可能頭数の上限を受け入れ頭数としている。相談には応じている。

#### 【議題2】

- ・資料4、5により事務局から説明。
- ・委員からのご意見

・動物愛護推進員としての名刺の作成は禁止されているか。過去、そのような指導があったと聞いている。

→(事務局回答)推進員は活動の際に知事が発行した「動物愛護推進員の証」を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること、また、推進員の身分を私的な利益のために用いてはならないことが岐阜県動物愛護推進員設置要綱にて定められている。このことから、私的な利益のための利用でなければ、相手方に連絡先等を示すために名刺を作成し配布することは妨げない。

### 【議題3】

- ・資料6について事務局から説明。
- ・委員からのご意見 なし

### 【議題4】

- ・資料7について岐阜県動物愛護ネットワーク会議糸田代表理事から説明
- ・委員からのご意見
  - ・多頭飼育崩壊に至った方は動物を手放したくない方が多い。また、保健所職員等の知らない人物には心を開かず対話が困難な場合もあり、以前から交流のあるボランティアやケアマネジャーを通して説得にあたることもある。多頭飼育崩壊は本来飼い主の責任による部分が大きいですが、福祉的支援が必要な方が多頭飼育崩壊に至る前に対応できるよう福祉関係部署との連携は継続して行う必要がある。
  - ・自立した社会生活を送るための福祉的支援を受けている方もいるが、動物の問題は福祉関係部署には対応ができず、10年間もそのままにされていた事例もある。動物が増える前に対処することが重要であり、早期に福祉関係部署と動物愛護部署の情報共有・連携が必要。
  - ・多頭飼育崩壊事案の動物の不妊去勢手術には(公財)どうぶつ基金が活用できるが、どうぶつ基金のチケットによる手術は動物病院の負担があるため、動物病院に対し活動への理解を広めることも必要。
  - ・財源の確保の一例として、クラウドファンディングや企業との協同も効果的ではないか。